

# 船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の休息時間の確保を図るため、訪問看護ステーションの看護師が、医療保険の適用を超えて家族の代わりに医療的ケア等を行った場合に、その費用の一部を市が助成します。



## サービス内容

訪問看護ステーションの看護師による医療的ケア児への訪問看護は、**自宅または自宅以外の場所**で利用することができます。

### 【注意点】

- ◆ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用を超える利用に限ります。
- ◆ 訪問看護ステーションがサービスを提供できると判断した内容・場所であれば、制限はありません。
- ◆ 看護を伴わない見守りは対象となりません。

## 利用対象者

以下の全てに該当する**医療的ケア児のご家族**

- ◆ 船橋市内に住所があること。
- ◆ 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ◆ 在宅で同居の家族または介護を行う者による介護を受けて生活していること。
- ◆ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ◆ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

## 利用可能時間

医療的ケア児1人につき**1年度あたり最大48時間まで**

- ◆ 訪問看護事業者がサービス提供可能な範囲内で利用できます。
- ◆ 利用時間の調整は訪問看護ステーションと相談してください。

## サービス費用

**1時間あたり300円**

- ◆ 1時間を超える利用は、30分ごとに150円が加算されます（30分未満は切り捨て）。
- ◆ 生活保護世帯・市民税非課税世帯については、利用者負担が免除されます。
- ◆ 交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用（駐車場代や施設入場料等）またはキャンセル料等については、訪問看護ステーションから費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護ステーションにご確認ください。

## 利用までの流れ

**ご利用の手続きは、普段利用している訪問看護ステーションを通じて行います**

- ① 利用している訪問看護ステーションが、本事業の登録事業所になっているかを確認してください。
- ② 訪問看護ステーションから、申請に必要な書類を受け取ってください。
- ③ 申請書類を記載し、訪問看護ステーションへご提出ください。
- ④ 船橋市から訪問看護ステーションを経由して利用者へ決定通知書を送付します。
- ⑤ 決定通知書を受け取ったら、訪問看護ステーションと利用契約を締結してください。
- ⑥ 利用契約締結後、本事業の利用が可能となります。

問い合わせ先

船橋市保健所 保健総務課 疾病対策係

☎047-409-2891

市役所 地域子育て部 療育支援課

☎047-436-2342



詳細は  
ホームページを  
ご覧ください